

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)								新条文(R2.10)								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	
1	1	1	2	33	1	33.検査	検査とは、検査員が大分県建設工事検査規程、大分県建設工事検査要綱に基づいて行う完成検査、出来形確認、中間検査をいう。 (1)完成検査とは、約款第31条に規定する工事の完了の確認及び約款第39条に規定する指定部分に係る完了の確認を行うことをいう。出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。 (2)中間検査とは、以下のものをいう。 ・約款第33条の規定に基づき工事事目的物の全部又は一部を使用する場合に特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。 ・橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。 (3)出来形確認とは、約款第38条及び第52条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。	1	1	1	2	33	1	33.検査	検査とは、検査員が大分県建設工事検査規程、大分県建設工事検査要綱に基づいて行う完成検査、出来形確認、中間検査をいう。 (1)完成検査とは、約款第31条に規定する工事の完了の確認及び約款第39条に規定する指定部分に係る完了の確認を行うことをいう。出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。 (2)中間検査とは、以下のものをいう。 ・約款第33条の規定に基づき工事事目的物の全部又は一部を使用する場合に特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。 ・橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。 (3)出来形確認とは、約款第38条及び第55条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。	表現の適正化 諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	38	2			1	1	1	2	39	1	39.準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文追加
1	1	1	2	39	1	39.工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	40	1	40.工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表現の適正化
1	1	1	2	40	1	40.本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	41	1	41.本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事事目的物を施工するための工事をいう。	表現の適正化
1	1	1	2	41	1	41.仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう	1	1	1	2	42	1	42.仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	表現の適正化
1	1	1	2	42	1	42.工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	43	1	43.工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表現の適正化
1	1	1	2	43	1	43.現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	44	1	44.現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表現の適正化
1	1	1	2	44	1	44.SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	45	1	45.SI	SIとは、国際単位系をいう。	表現の適正化
1	1	1	2	45	1	45.現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	46	1	46.現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表現の適正化
1	1	1	2	46	1	46.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	1	1	1	2	47	1	47.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	表現の適正化
1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事の着手	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事の着手	
1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、速やかに工事着手しなければならない。 なお、特記仕様書に定めのある場合等を除き、工事開始日から工事着手日までの期間は、最低30日を見込んでいる。	1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、速やかに工事着手しなければならない。	条文修正
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	3	1	3.腕章の着用	受注者が配置する現場代理人及び主任(監理)技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、以下の例によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	1	1	1	10	3	1	3.腕章の着用	受注者が配置する現場代理人及び監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、以下の例によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	諸基準類の改定に伴う修正

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)							新条文(R2.10)							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	
1	1	1	10	3	2	腕章の例示	1	1	1	10	3	2	腕章の例示	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	20	7	1	7.適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6監督職員による段階確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	20	7	1	7.適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-5監督員による段階確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1	1	1	21	5	1	5.適用規定 受注者は、当該出来形部分に係る検査については、第3編1-1-6監督職員による段階確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	21	5	1	5.適用規定 受注者は、当該出来形部分に係る検査については、第3編1-1-5監督員による段階確認及び立会等第3項の規定を準用する。	
1	1	1	23	6	1	6.労働環境の改善 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	23	6	1	6.労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立浸漬協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立浸漬協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	13	1	13.安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法(平成30年7月改正 法律第78号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	1	13.安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	1	14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成30年7月改正 法律第78号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	1	14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	6	3	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成23年7月13日付け国総環第1号)に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	3	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成23年7月13日付け国総環第1号)に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	4	1	4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	1	12.通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正 政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正 法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12.通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正 政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和元年9月改正 政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	0	1	1-1-34 諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-34 諸法令の遵守	

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	34	1	2	(1)	地方自治法(平成26年11月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	2	(1)	地方自治法(令和2年3月改正 法律第5号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法(令和元年6月改正 法律第30号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)					
1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)					
1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法(平成30年7月改正 法律第78号)	1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法(平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	8	(7)	じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	8	(7)	じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)					
1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)					
1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)					
1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号)	1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法(平成30年12月改正 法律第102号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	15	(14)	道路法(平成30年3月改正 法律第6号)	1	1	1	34	1	15	(14)	道路法(平成30年3月改正 法律第6号)					
1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)	1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	19	(18)	砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)	1	1	1	34	1	19	(18)	砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)					
1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	21	(20)	河川法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	21	(20)	河川法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	24	(23)	港則法(平成29年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	24	(23)	港則法(平成29年6月改正 法律第55号)					
1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)	1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)					
1	1	1	34	1	27	(26)	航空法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	27	(26)	航空法(令和元年6月改正 法律第38号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	28	(27)	公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	28	(27)	公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)					
1	1	1	34	1	29	(28)	軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	29	(28)	軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	30	(29)	森林法(平成30年6月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	30	(29)	森林法(平成30年6月改正 法律第35号)					
1	1	1	34	1	31	(30)	環境基本法(平成30年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	31	(30)	環境基本法(平成30年6月改正 法律第50号)					
1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	34	(33)	騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	34	(33)	騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	37	(36)	振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	37	(36)	振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)	1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	34	1	39	(38)	文化財保護法(平成30年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	39	(38)	文化財保護法(平成30年6月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)					
1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法(平成30年6月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	42	(41)	消防法(平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	42	(41)	消防法(平成30年6月改正 法律第67号)					
1	1	1	34	1	43	(42)	測量法(平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	43	(42)	測量法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	45	(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	45	(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)					
1	1	1	34	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)					
1	1	1	34	1	47	(46)	土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	47	(46)	土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	48	(47)	駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	48	(47)	駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)					
1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	50	(49)	海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)	1	1	1	34	1	50	(49)	海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)					
1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正 法律第18号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	52	(51)	船員法(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	52	(51)	船員法(平成30年6月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)	1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)					
1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法(平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法(平成29年5月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法(平成31年4月改正 法律第20号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)					
1	1	1	34	1	59	(58)	河川法施行法(平成11年12月改正 法律第160号)	1	1	1	34	1	59	(58)	河川法施行法(平成11年12月改正 法律第160号)					
1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法(平成30年7月改正 法律第75号)	1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法(令和元年5月改正 法律第1号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	62	(61)	空港法(平成25年11月改正 法律第76号)	1	1	1	34	1	62	(61)	空港法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	63	(62)	計量法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	63	(62)	計量法(平成26年6月改正 法律第69号)					
1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)					
1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)					
1	1	1	34	1	67	(66)	最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)	1	1	1	34	1	67	(66)	最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)					
1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法(令和元年6月改正 法律第28号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)	1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法(平成30年12月改正 法律第95号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法(平成29年6月改正 法律第52号)	1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	73	(72)	電波法(平成30年5月改正 法律第24号)	1	1	1	34	1	73	(72)	電波法(令和元年6月改正 法律第23号)	諸基準類の改定に伴う修正				



## 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)	1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	76	(75)	農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)	1	1	1	34	1	76	(75)	農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)					
1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)					
1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第56号)	1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法(平成30年5月改正 法律第33号)	1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年6月改正 法律第67号)					
1	1	1	34	1	83	(82)	電気通信事業法(平成27年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	83	(82)	電気通信事業法(令和2年5月改正 法律第30号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	34	1	84	(83)	肥料取締法(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	84	(83)	肥料取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	47	1	1	①	役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。	1	1	1	47	1	1	①	役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(令和元年12月改正 法律第63号)(以下この項において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。	諸基準類の改定に伴う修正				
1	1	1	51	0	1	1-1-51	県道中津高田港線	1	1	1	51	0	1	1-1-51	県道中津高田線	誤記修正				
1	1	1	52	0	1	1-1-52	ずい道等建設工事におけるガイドライン等の適用	1	1	1	52	0	1	1-1-52	ずい道等建設工事におけるガイドライン等の適用					
1	1	1	52	1	1		受注者は、工事を施工にあたって、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月、平成20年3月改訂、厚生労働省)」及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル(平成13年2月、国土交通省)」に基づき、粉じん対策に努めるものとする。	1	1	1	52	1	1		受注者は、工事を施工にあたって、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月、令和2年7月改正、厚生労働省)」及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル(平成13年2月、国土交通省)」に基づき、粉じん対策に努めるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工					
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工					
1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項					
1	2	4	1	3	2	3.構造物取付け部	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 7.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	1	2	4	1	3	2	3.構造物取付け部	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編) 7.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	表記修正				
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート					
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
1	3	2	1	0	1	1.適用基準		1	3	2	1	0	1	1.適用基準						
1	3	2	6	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編)(平成25年10月)	1	3	2	6	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編)(平成30年10月)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	3	2	7	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(基準編)(平成25年11月)	1	3	2	7	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(基準編)(平成30年10月)	諸基準類の改定に伴う修正				
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート					
1	3	3	2	0	1	3-3-1	工場の選定	1	3	3	2	0	1	3-3-1	工場の選定					

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条1項(3)、(4)の規定によるものとする。	1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条1項(3)、(4)の規定によるものとする。	JIS名称変更に伴う修正				
1	3	3	2	1	2	(3)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(3)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	JIS名称変更に伴う修正				
1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手					
1	3	7	5	2	1	2	2.重ね接手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	1	2	2.重ね接手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】(土木学会 平成15年11月)」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	表記修正				
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編					
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料					
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材					
2	2	3	3	0	1	2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2	2	3	3	0	1	2-3-3	アスファルト舗装用骨材					
2	2	3	3	5	2		表2-9 鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	2		表2-9 鉄鋼スラグの規格	諸基準類の改定に伴う修正(図表)				
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材量	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材量					
2	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項					
2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	誤記修正				
2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	誤記修正				
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料					
2	2	8	3	0	1	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-8-3	再生用添加剤					
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成30年6月8日改正 政令第184号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正 政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
2	2	12	0	0	1	第12節		2	2	12	0	0	1	第12節						

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
2	2	12	1	0	1	2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-12-1	道路標識					
2	2	12	1	0	16			2	2	12	1	0	16		JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)	諸基準類の改定に伴う修正				
2	2	12	1	0	17			2	2	12	1	0	17		JIS G 3136(建築構造用圧延鋼材)	諸基準類の改定に伴う修正				
2	2	12	1	0	27			2	2	12	1	0	27		表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)				
2	2	12	1	0	28			2	2	12	1	0	28		表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)				
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					
3	1	0	0	0	1	第1章	総 則	3	1	0	0	0	1	第1章	総 則					
3	1	1	0	0	1	第1節	総 則	3	1	1	0	0	1	第1節	総 則					
3	1	1	7	0	1	1-1-7	工事中の安全確保	3	1	1	7	0	1	1-1-7	工事中の安全確保					
3	1	1	7	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	7	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工					
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
3	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	3	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	2	0	0	15		環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月)	3	2	2	0	0	15		環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	2	0	0	33		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	3	2	2	0	0	33		国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工					
3	2	3	6	3	1	3.標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3.標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性界面活性剤)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	6	8	1	2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm以上重ね合わせなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	25	1	2		図2-2銘板の寸法及び記載事項	3	2	3	25	1	2		図2-2銘板の寸法及び記載事項	表記修正(図表)				
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工					
3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工					
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	誤記修正				

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)											新条文(R2.10)											改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由						
3	2	4	4	21	11		表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11		表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正(図表)						
3	2	4	9	0	1	2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	2-4-9	鋼管矢板基礎工							
3	2	4	9	11	2		(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2		(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	誤記修正						
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工							
3	2	6	2	0	1	2-6-2	材料	3	2	6	2	0	1	2-6-2	材料							
3	2	6	2	4	1	4.試験練り	受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2	4	1	4.試験練り	受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	軽微な修正						
3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工							
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定		3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定								
3	2	6	7	3	3		(2) 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	3		(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
3	2	6	7	3	7		(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	7		(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工							
3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定		3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定								
3	2	6	12	3	3		(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	3		(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
3	2	6	12	3	7		(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	7		(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定																
3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	軽微な修正(スペース)						
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工							
3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工	3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工							
3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準(案)の規定による。	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	誤記修正						
3	2	10	23	0	1	2-10-23	足場工	3	2	10	23	0	1	2-10-23	足場工							



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。		誤記修正			
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工(共通)	3	2	12	0	0	1	第12節						
3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工					
3	2	12	3	1	1	1.製作加工		3	2	12	3	1	1	1.製作加工						
3	2	12	3	3	3		① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いず図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	3	2	12	3	3	3		① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。		実態に合わせ修正			
3	2	12	3	3	4		② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	3	4		② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、監督員の承諾を得なければならない。		実態に合わせ修正			
3	2	12	3	3	71		(8) 余熱	3	2	12	3	3	71		(8) 余熱					
3	2	12	3	3	72		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50より予熱することを標準とする。	3	2	12	3	3	72		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50より予熱することを標準とする。					
3	2	12	3	3	73			3	2	12	3	3	73		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。		条文追加			
4	0	0	0	0	1	第4編	港湾編	4	0	0	0	0	1	第4編	港湾編					
4	1	0	0	0	1	第1章	材 料	4	1	0	0	0	1	第1章	材 料					
4	1	4	0	0	1	第4節	防食材料	4	1	4	0	0	1	第4節	防食材料					
4	1	4	1	0	1	1-4-1	アルミニウム合金陽極	4	1	4	1	0	1	1-1-7	アルミニウム合金陽極					
4	1	4	1	3	1		3. 陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。	4	1	4	1	3	1		3. 陽極の陽極電位(閉路電位)は、-1.050mV以下(vs 飽和甘こう電極(SCE))、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。		内容の見直し			
4	1	7	0	0	1	第7節	車止め・縁金物	4	1	7	0	0	1	第7節	車止め・縁金物					
4	1	7	1	0	1	1-7-1	車止め・縁金物	4	1	7	1	0	1	1-7-1	車止め・縁金物					
4	1	7	1	1	1		1. 車止めの材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。	4	1	7	1	1	1		1. 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。		内容の見直し			
4	1	7	1	2	1	2, 鋼 製		4	1	7	1	2	1	2, 鋼 製						
4	1	7	1	2	4		(3) 塗料について、新設の場合は、第4編3-11-4 車止・縁金物工、第4編3-13-2 維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	1	7	1	2	4		(3) 塗料について、新設の場合は、第4編3-17-4 車止・縁金物工、第4編3-20-2 維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					
4	2	0	0	0	1	第2章	共通仮設	4	2	0	0	0	1	第2章	共通仮設					
4	2	2	0	0	1	第2節	汚濁防止膜工	4	2	2	0	0	1	第2節	汚濁防止膜工					
4	2	2	2	0	1	2-2-2	水質汚濁防止膜	4	2	2	2	0	1	2-2-2	水質汚濁防止膜					
4	2	2	2	5	1		5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。	4	2	2	2	5	1		5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。		表現の適正化			

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
4	3	0	0	0	1	第3章	一般施工	4	3	0	0	0	1	第3章	一般施工					
4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
4	3	2	0	0	2		日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)	4	3	2	0	0	2		(公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月)	表現の適正化				
4	2	2	0	0	3		国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日)	4	2	2	0	0	3		国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日)	軽微な変更				
4	3	3	0	0	1	第3節	共通の工種	4	3	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
4	3	3	16	0	1	3-3-16	コンクリート杭工	4	3	3	16	0	1	3-3-16	コンクリート杭工					
4	3	3	16	1	1	1. コンクリート杭		4	3	3	16	1	1	1. コンクリート杭						
4	3	3	16	1	3	(1)	(1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	4	3	3	16	1	2	(1)	(1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に読み替えるものとする。	表現の適正化				
4	3	3	17	0	1	3-3-17	防食工	4	3	3	17	0	1	3-3-17	防食工					
4	3	3	17	1	1	1. 電気防食		4	3	3	17	1	1	1. 電気防食						
4	3	3	17	1	4	(3)	(3) 受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付箇所は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	3	17	1	4	(3)	(3) 受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	軽微な変更				
4	3	3	17	1	5	(4)	(4) 受注者は、ボンド工事を以下により行わなければならない。	4	3	3	17	1	5	(4)	(4) 受注者は、ボンド工事を以下により行わなければならない。					
4	3	3	17	1	7	②	② ボンド及び立上り鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	4	3	3	17	1	7	②	② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	軽微な変更				
4	3	6	0	0	1	第6節	基礎工	4	3	6	0	0	1	第6節	基礎工					
4	3	6	4	0	1	3-6-4	基礎捨石工	4	3	6	4	0	1	3-6-4	基礎捨石工					
4	3	6	4	1	2			4	3	6	4	2	1	2. 瀬取り	受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。	項目の追加				
4	3	6	4	2	1	2. 捨石本均し		4	3	6	4	3	1	3. 捨石本均し						
4	3	6	4	3	1	3. 捨石荒均し		4	3	6	4	4	1	4. 捨石荒均し						
5	0	0	0	0	1	第5編	港湾海岸編	5	0	0	0	0	1	第5編	港湾海岸編					
5	1	0	0	0	1	第1章	堤防、防潮堤、護岸	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防、防潮堤、護岸					
5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
5	1	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説(海岸保全施設技術研究会編 平成30年8月)	5	1	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説(全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 平成30年8月)	表現の適正化				
5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会 平成30年5月)	5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説((公社)日本港湾協会 平成30年5月)	表現の適正化				
5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局 平成29年2月)	5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局 平成31年3月)	表現の適正化				
5	2	0	0	0	1	第2章	突堤	5	2	0	0	0	1	第2章	突堤					
5	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
5	2	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説(海岸保全施設技術研究会編 平成30年8月)	5	2	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説(全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 平成30年8月)	表現の適正化				

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
5	2	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会 平成30年5月)	5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 ((公社)日本港湾協会 平成30年5月)	表現の適正化				
5	2	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成29年2月)	5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成31年2月)	表現の適正化				
5	3	0	0	0	1	第3章	離岸堤	5	1	0	0	0	1	第3章	離岸堤					
5	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
5	3	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (海岸保全施設技術研究会編 平成30年8月)	5	1	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 平成30年8月)	表現の適正化				
5	3	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会 平成30年5月)	5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 ((公社)日本港湾協会 平成30年5月)	表現の適正化				
5	3	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成29年2月)	5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成31年2月)	表現の適正化				
5	4	0	0	0	1	第4章	樋門・水門	5	1	0	0	0	1	第4章	樋門・水門					
5	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
5	4	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (海岸保全施設技術研究会編 平成30年8月)	5	1	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 平成30年8月)	表現の適正化				
5	4	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会 平成30年5月)	5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 ((公社)日本港湾協会 平成30年5月)	表現の適正化				
5	4	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成29年2月)	5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成31年2月)	表現の適正化				
5	5	0	0	0	1	第5章	養浜	5	1	0	0	0	1	第5章	養浜					
5	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
5	5	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (海岸保全施設技術研究会編 平成30年8月)	5	1	2	2	0	1		海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会 平成30年8月)	表現の適正化				
5	5	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会 平成30年5月)	5	1	2	3	0	1		港湾の施設の技術上の基準・同解説 ((公社)日本港湾協会 平成30年5月)	表現の適正化				
5	5	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成29年3月)	5	1	2	4	0	1		港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成31年3月)	表現の適正化				
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編					
6	1	7	2	1	18		表 1-4 止水材の品質規格	6	1	7	2	1	18		表 1-4 止水材の品質規格	JIS名称変更に伴う修正(図表)				
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管					
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準(案)	6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準(令和元年7月)	諸基準類の改定に伴う修正				
6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(平成29年3月)	6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和元年7月)	諸基準類の改定に伴う修正				
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門					
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正				
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工					
6	4	9	10	0	1	4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	1	4-9-10	支承工					

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)					
6	4	14	6	0	1	4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	1	4-14-6	支承工					
6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)					
6	4	15	3	0	1	4-15-3	支承工	6	4	15	3	0	1	4-15-3	支承工					
6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工					
6	4	18	1	0	1	4-18-1	一般事項	6	4	18	1	0	1	4-18-1	一般事項					
6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰					
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用					
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)(国土交通省、平成29年3月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)(国土交通省、令和元年7月)の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	5	2	0	5	11		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	6	5	2	0	5	11		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工					
6	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項					
6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正				
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工					
6	5	7	1	0	1	5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	5-7-1	一般事項					
6	5	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会平成28年10月)及び、ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正				
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工					
6	5	8	1	0	1	5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	1	5-8-1	一般事項					
6	5	8	1	2	1	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正				
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工					



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
6	5	10	10	0	1	5-10-10	支承工	6	5	10	10	0	1	5-10-10	支承工					
6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)					
6	5	15	6	0	1	5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	1	5-15-6	支承工					
6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)					
6	5	16	3	0	1	5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	1	5-16-3	支承工					
6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)					
6	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工					
6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め					
6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工					
6	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工	6	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工					
6	7	6	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	6	7	6	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	軽微な修正				
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	6	8	4	0	0	1	第4節	除草工					
6	8	4	2	0	1	8-4-2	堤防除草工	6	8	4	2	0	1	8-4-2	堤防除草工					
6	8	4	2	1	1	1.草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしないものとする。	6	8	4	2	1	1	1.草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、 <b>のり</b> 肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしないものとする。	実態に合わせ修正				
6	8	4	2	2	1	2.刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	1	2.刈残し	受注者は、補助刈り(機械除草に係わる <b>人力による除草</b> )等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせ修正				
6	8	4	2	4	1	4.自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	4	1	4.自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、 <b>堤防等の河川管理施設(許可工作物を含む)</b> に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせ修正				
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工					
6	8	6	2	0	1		材 料	6	8	6	2	0	1	8-6-2	材 料					
6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせ修正				
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編					
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸					

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R2.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	
7	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	
7	1	11	1	2	1	2.一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	1	2.一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策	
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)	諸基準類の改定に伴う修正
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	
9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	
9	1	3	3	0	1	1-3-3	過掘の処理	9	1	3	3	0	1	1-3-3	過掘の処理	
9	1	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	9	1	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、過掘のないように施工しなければならない。	軽微な修正
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	
10	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	10	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	
10	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びひかぶり測定)については、以下による。	10	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びひかぶり測定)については、以下による。	
10	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	10	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	0	14		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)	10	2	2	0	0	14		国土交通省 道路標識設置基準(令和元年10月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	10	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	
10	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	4	10	6	3		表2-1横収縮目地間隔の標準値	10	2	4	10	6	3		表2-1 横収縮目地間隔の標準値	軽微な修正(スペース)
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R2.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条(項目見出し)	新条文		
10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	0	1	2-9-2	材 料	10	2	9	2	0	1	2-9-2	材 料	
10	2	9	2	4	1	4.リップの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリップを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」「(一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
10	3	1	0	0	1	第1節	適 用	10	3	1	0	0	1	第1節	適 用	
10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	
10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。))に従い行わなければならない。	軽微な修正
10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下による。	10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下による。	
10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。))に従い行わなければならない。	軽微な修正
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	3	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	3	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	
10	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	10	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	
10	3	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	
10	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工	
10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	4	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	4	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	
10	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	10	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部					
10	5	1	0	0	1	第1節	適用	10	5	1	0	0	1	第1節	適用					
10	5	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	10	5	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。					
10	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	10	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	軽微な修正				
10	5	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。	10	5	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。					
10	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	5	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	5	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	2	0	0	14		国土開発技術研究センター プレビーム合成けた橋設計施工指針(平成9年7月)	10	5	2	0	0	14		国土開発技術研究センター プレビーム合成けた橋設計施工指針(平成30年8月)	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工					
10	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工	10	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工					
10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工					
10	5	6	2	0	1	5-6-2	プレビーム桁製作工(現場)	10	5	6	2	0	1	5-6-2	プレビーム桁製作工(現場)					
10	5	6	2	2	1	2.リース(応力解放)の施工	リース(応力解放)の施工については、以下の規定による。	10	5	6	2	2	1	2.リース(応力解放)の施工	リース(応力解放)の施工については、以下の規定による。					
10	5	6	2	2	2	(1)	リースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	10	5	6	2	2	2	(1)	リースを行うときの下フランジコンクリートは、リース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工	10	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工					
10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工					
10	5	7	3	0	1	5-7-3	支承工	10	5	7	3	0	1	5-7-3	支承工					
10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工					
10	5	8	3	0	1	5-8-3	支承工	10	5	8	3	0	1	5-8-3	支承工					



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)							新条文(R2.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	
10	5	10	3	0	1	5-10-3	支承工	10	5	10	3	0	1	5-10-3	支承工	
10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	
10	5	11	3	0	1	5-11-3	支承工	10	5	11	3	0	1	5-11-3	支承工	
10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	6	2	0	0	6		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(平成13年10月)	10	6	2	0	0	6		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(令和元年9月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	0	12		建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月)	10	6	2	0	0	12		国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準(平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	
10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	7	2	0	0	20		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	7	2	0	0	20		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	
10	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工	10	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工	
10	7	4	3	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	7	4	3	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	8	2	0	0	10		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	8	2	0	0	10		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	
10	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工	
10	8	5	6	5	1	5.支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	5	1	5.支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	14	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	10	14	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	14	4	7	1	1	14-4-7	路上再生工	10	14	4	7	1	1	14-4-7	路上再生工	
10	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	10	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)								新条文(R2.10)								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
10	14	4	7	1	8	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	1	8	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度	10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度	
10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	10	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	
10	14	4	7	2	13	(4)	基準密度	10	14	4	7	2	13	(4)	基準密度	
10	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工技術指針(案)の7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工技術指針(案)7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	14-7-2	材 料	10	14	7	2	0	1	14-7-2	材 料	
10	14	7	2	4	1	4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	1	4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒	
10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	
10	15	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工	
10	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	10	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」(建設省、昭和63年10月)を参考とする。	誤記修正
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	16	9	2	0	1	16-9-2	材 料	10	16	9	2	0	1	16-9-2	材 料	
10	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
11	0	0	0	0	1	第11編	農業農村整備編	11	0	0	0	0	1	第11編	農業農村整備編	
11	1	0	0	0	1	第1章	施工共通事項	11	1	0	0	0	1	第1章	施工共通事項	

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)						新条文(R2.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文			
11	1	2	0	0	1	第2節	一般事項	11	1	2	0	0	1	第2節	一般事項	
11	1	2	1	0	1	1-2-1	適用すべき諸基準	11	1	2	1	0	1	1-2-1	適用すべき諸基準	
11	1	2	1	1	22	(21)	道路標識設置基準・同解説 (公社)日本道路協会	3	2	2	0	0	33	道路標識設置基準 国土交通省	諸基準類の改定に伴う修正	
12	0	0	0	0	1	第12編	森林土木編	12	0	0	0	0	1	第12編	森林土木編	
12	1	0	0	0	1	第1章	共通	12	1	0	0	0	1	第1章	共通	
12	1	2	0	0	1	第2節	緑化材料	12	1	2	0	0	1	第2節	緑化材料	
						(新設)	(新設)	12	1	2	12	0	1	1-2-12	木材保存剤の品質	新設
						(新設)	(新設)	12	1	2	12	0	2		防腐・防蟻処理に使用する木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)に定められた品質に適合するものとする。	新設
						(新設)	(新設)	12	1	4	0	0	1	第4節	仮設工	新設
						(新設)	(新設)	12	1	4	1	0	1	1-4-1	ケーブルクレーン架設	新設
								12	1	4	1	1	1	1.一般事項	受注者は、ケーブルクレーンは、つり荷重を考慮した適切な施設構造とするとともに、過積載とならないようにしなければならない。	新設
								12	1	4	1	2	1	2. ケーブルクレーンの運転	ケーブルクレーンの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者が行わなければならない。	新設
								12	1	4	1	3	1	3. ウィンチの設置	受注者は、ウィンチの設置については、次の各号に留意しなければならない。	新設
								12	1	4	1	3	2	(1)	主索直下、作業索の内角とならない場所に設置する。	新設
								12	1	4	1	3	3	(2)	落石、出水などの被害を受けない場所に設置する。	新設
								12	1	4	1	4	1	4. 標示板等の設置	受注者は、標示及び標識を作業現場の見やすい位置に設置しなければならない。	新設
								12	1	4	1	5	1	5. 支柱の作設	受注者は、支柱の作設に当たっては、まず第一に安全上の見地から、使用される支柱や伐根等が十分な強度を有するものを使用しなければならない。	新設
								12	1	4	1	6	1	6. ガイドブロックの取り付け	受注者は、ガイドブロックの取り付けに当たっては、支柱の損傷及び折損の防止のために、あて木を使用し、台付けロープを腹一回以上巻き、両端のアイ部に取り付けなければならない。 また、台付ロープの強度及び夾角を適正なものとしなければならない。内角に立ち入る必要がある箇所ではワイヤーロープ、ガイドブロックの飛来防止対策を講じなければならない。	新設
								12	1	4	1	7	1	7. ガイラインの取り付け	受注者は、ガイラインの取り付けに当たっては、次の各号に留意しなければならない。	新設
								12	1	4	1	7	2	(1)	ガイラインはゆるみのないように2本以上張り、各ブロックの取り付け位置より上部になるように取り付ける。	新設
								12	1	4	1	7	3	(2)	ガイラインを張る方向は、支柱に対する角度によって決め、主索の前方と後方角を見定めて適正に取り付ける。	新設
								12	1	4	1	7	4	(3)	真上から見た主索の固定方向に対するガイラインの角度は、原則として30度以上とし、柱に対するガイラインの角度は45度以上60度以下とする。	新設
								12	1	4	1	7	5	(4)	ガイラインを立木や根株に固定する場合は、2回以上(腹2巻)巻きつけたうえ、クリップ等を適切に使用し、確実に取り付ける。	新設

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
								12	1	4	1	8	1	8. サドルブロックの取り付け	受注者は、サドルブロックの取り付けに当たっては、荷下ろし盤台に対し、スカイラインが必要十分な高さを保ち得る位置に取り付けなければならない。	新設				
								12	1	4	1	9	1	9. 向柱	受注者は、向柱には、ウィンチのドラムから出る全ての作業索が通過し、これらの作業索に働く張力によって複雑な荷重がかかるので、ガイドラインの取り付け方向や本数を良く検討しなければならない。	新設				
								12	1	4	1	10	1	10. 主索	受注者は、ケーブルクレーンの主索については、荷重に耐えられる太さのものを使用しなければならない。	新設				
								12	1	4	1	11	1	11. ワイヤロープの廃棄	受注者は、ワイヤロープの廃棄については、諸法規に基づき、適正に行わなければならない。	新設				
								12	1	4	1	12	1	12. 緊張度	受注者は、主索を張り上げた際には、必ずその緊張度を調べ中央垂下比が適正であることを確かめなければならない。また、主索の緊張度は作業中に変わることがあるので、使用期間中に必要な場合において、点検を行い緊張度を確かめ、変化が生じた時に適宜緊張力を調整し、常に適正な緊張度を保つようしなければならない。	新設				
						(新設)	(新設)	12	1	4	2	0	1	1-4-2	モノレール	新設				
								12	1	4	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、レールについては、道路などと適切な距離を保つとともに、機体が通行人などに接触しないように設置しなければならない。	新設				
								12	1	4	2	2	1	2. 分岐点	受注者は、分岐点を設ける場所は、できるだけ平坦なところとしなければならない。	新設				
								12	1	4	2	3	1	3. レールの傾斜角、支柱間隔	受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔についてはメーカーの定める基準等を参考に、適切なものとしなければならない。	新設				
								12	1	4	2	4	1	4. 支柱の設置	受注者は、支柱には、地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打ち込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。	新設				
								12	1	4	2	5	1	5. 運行計画の作成	受注者は、モノレールの運行や作業を始める前に、モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成しなければならない。特に定めのある場合を除き、運行計画を監督職員に提出するとともに、これに従って作業を行わなければならない。また、運行計画の内容を現場作業者に周知しなければならない。	新設				
								12	1	4	2	6	1	6. 搭乗型モノレール	受注者は、搭乗型のモノレールにあつては、モノレールの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者を選任し、この者に行わせなければならない。	新設				
								12	1	4	2	7	1	7. 合図	受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図を確かめなければならない。	新設				
								12	1	4	2	8	1	8. レールの点検	受注者は、レール・支柱の点検整備は、支柱の沈下や横揺れ、レールの歪や磨耗、レールジョイントの損傷、ボルトのゆるみなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。	新設				
12	2	0	0	0	1	第2章	林道工事	12	2	0	0	0	1	第2章	林道工事					
12	2	4	0	0	1	第4節	排水施設工	12	2	4	0	0	1	第4節	砂利路盤工	新設				
						(新設)	(新設)	12	2	4	1	0	1	2-4-1	砂利路盤工	新設				
								12	2	4	1	0	1		受注者は、路面仕上げの施工にあつては、設計図書に記載された横断勾配により仕上げなければならない。	新設				
12	2	4	0	0	1	第4節	排水施設工	12	2	5	0	0	1	第5節	排水施設工					
12	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	12	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項					
12	2	4	2	0	1	2-4-2	洗越工	12	2	5	2	0	1	2-5-2	洗越工					



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)											新条文(R2.10)											改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文							
12	2	4	3	0	1	2-4-3	呑口工及び吐口工	12	2	5	3	0	1	2-5-3	呑口工及び吐口工							
12	2	4	4	0	1	2-4-4	流木除け工及び土砂止め工	12	2	5	4	0	1	2-5-4	流木除け工及び土砂止め工							
12	2	4	5	0	1	2-4-5	流末工	12	2	5	5	0	1	2-5-5	流末工							
12	2	4	6	0	1	2-4-6	側溝工	12	2	5	6	0	1	2-5-6	側溝工							
12	2	4	7	0	1	2-4-7	コルゲートパイプ工	12	2	5	7	0	1	2-5-7	コルゲートパイプ工							
12	2	4	8	0	1	2-4-8	コルゲートフリューム工	12	2	5	8	0	1	2-5-8	コルゲートフリューム工							
12	2	5	0	0	1	第5節	擁壁工	12	2	6	0	0	1	第6節	擁壁工							
12	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	12	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項							
12	2	5	2	0	1	2-5-2	材 料	12	2	6	2	0	1	2-6-2	材 料							
12	2	5	3	0	1	2-5-3	作業土工 (床掘り・埋戻し)	12	2	6	3	0	1	2-6-3	作業土工 (床掘り・埋戻し)							
12	2	5	4	0	1	2-5-4	木製土留・擁壁工	12	2	6	4	0	1	2-6-4	木製土留・擁壁工							
12	2	5	5	0	1	2-5-5	鋼製擁壁工	12	2	6	5	0	1	2-6-5	鋼製擁壁工							
12	2	5	6	0	1	2-5-6	簡易鋼製擁壁工	12	2	6	6	0	1	2-6-6	簡易鋼製擁壁工							
12	2	5	7	0	1	2-5-7	土のう積工	12	2	6	7	0	1	2-6-7	土のう積工							
12	2	6	0	0	1	第6節	法面工	12	2	7	0	0	1	第7節	法面工							
12	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	12	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項							
12	2	6	2	0	1	2-6-2	植生工、吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工	12	2	7	2	0	1	2-7-2	植生工、吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工							
12	2	6	3	0	1	2-6-3	柵工	12	2	7	3	0	1	2-7-3	柵工							
12	3	0	0	0	1	第3章	溪間工事	12	3	0	0	0	1	第3章	溪間工事							
12	3	3	0	0	1	第3節	木製治山ダム工	12	3	3	0	0	1	第3節	木製治山ダム工							
12	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項	12	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項							
12	3	3	1	1	1		1. 受注者は、横木、控木の木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11木材の規定によるものとする。	12	3	3	1	0	2		本節は、木製治山ダム工として基礎工の施工、木製ダム本体工、木製側壁工その他これらに類する工種について定める。	新設						
12	3	3	1	2	1		2. 受注者は、横木、控木の組立にあたっては、設計図書によらなければならない。	12	3	3	2	0	1	3-3-2	材料	新設						
12	3	3	1	3	1		3. 受注者は、中詰石材(礫、栗石等)は木材の隙間からこぼれ落ちないものを用いなければならない。	12	3	3	2	1	1		1. 受注者は、横木、控木の木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11木材の規定によるものとする。	新設						
12	3	3	1	4	1		4. 受注者は、中詰石材(礫、栗石等)を詰める作業はできるだけ木材の組立と並行して層毎に行い、設計で用いた中詰材(礫、栗石等)の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。	12	3	3	2	2	1		2. 木材の防腐・防蟻処理に使用する木材保存剤は、本編1-2-12木材保存剤の品質の規定に適合するものとする。	新設						
12	3	3	1	5	1		5. 受注者は、中詰石材(礫、栗石等)に設計図書に記載の規格のものを使用し、品質については、第2編第2章 土木工事材料の規定によるものとする。	12	3	3	2	3	1		3. 中詰石材(礫、栗石等)は、第2編第2章 土木工事材料の規格に適合するものとする。	新設						
								12	3	3	2	4	1		4. 木材の仕様、中詰石材(礫、栗石等)の寸法、質量及び比重、その他使用する材料は、設計図書によるものとする。	新設						
								12	3	3	3	0	1	3-3-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	新設						
								12	3	3	3	1	1		1. 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り、埋戻し)の規定による。	新設						
								12	3	3	3	2	1		2. 受注者は、作業土工(埋戻し)の際に、木製枠に敷均し又は締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	新設						



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
12	4	6	0	0	1	第6節	暗渠工	12	4	6	0	0	1	第6節	暗渠工					
12	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	12	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項					
12	4	6	1	1	1		1. 受注者は、暗渠工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	12	4	6	1	1	1		1. 適用工種	新設				
12	4	6	1	2	1		2. 受注者は、暗渠工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。	12	4	6	1	1	2		本節は、暗きょ工として礫暗きょ工、鉄線かご暗きょ工、その他二次製品を用いた暗きょ工、ポーリング暗きょ工その他これらに類する工種について定める。	新設				
								12	4	6	1	2	1		2. 暗きょ工の施工	新設				
								12	4	6	1	2	2		受注者は、暗きょ工の施工中、所定の床掘りをしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。	新設				
								12	4	6	1	3	1		3. 埋戻し	新設				
								12	4	6	1	3	2		受注者は、暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。	新設				
12	4	8	0	0	1	第8節	柵工	12	4	8	0	0	1	第8節	柵工					
12	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	12	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項					
12	4	8	1	0	2			12	4	8	1	1	1		1. 本節は、柵工として編柵工、木柵及び丸太柵工、コンクリート板柵工、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工その他これらに類する工種について定める。	新設				
12	4	8	1	1	1		1. 受注者は、杭は、設計図書に基づいて打ち込まなければならない。	12	4	8	1	2	1		2. 受注者は、杭は、設計図書に基づいて打ち込まなければならない。					
12	4	8	1	2	1		2. 杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。	12	4	8	1	3	1		3. 杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。					
12	4	8	1	3	1		3. 受注者は、杭の打込み深さは、出来るだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。	12	4	8	1	4	1		4. 受注者は、杭の打込み深さは、出来るだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。					
12	4	8	1	4	1		4. 受注者は、木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11材料の規定によるものとする。	12	4	8	1	5	1		5. 受注者は、木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11材料の規定によるものとする。					
12	4	8	1	5	1		5. 柵工に用いる杭は、腐朽しがたい所定の品質規格を有する通直なものでなければならない。	12	4	8	1	6	1		6. 柵工に用いる杭は、腐朽しがたい所定の品質規格を有する通直なものでなければならない。					
12	4	8	1	6	1		6. 受注者は、萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。	12	4	8	1	7	1		7. 受注者は、萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。					
12	4	8	1	7	1		7. 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。	12	4	8	1	8	1		8. 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。					
12	4	9	0	0	1	第9節	筋工	12	4	8	0	0	1	第9節	筋工					
12	4	9	1	0	1	4-8-1	一般事項	12	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項					
12	4	9	1	0	2			12	4	8	1	1	1		1. 本節は、筋工として石筋工、萱筋工、丸太筋工、その他緑化二次製品を用いた筋工その他これらに類する工種について定める。	新設				
12	4	9	1	1	1		1. 受注者は、筋工の施工に伴う斜面整地の施工に当たっては、上方から下方に向かって順次凹凸なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。	12	4	9	1	2	1		2. 受注者は、筋工の施工に伴う斜面整地の施工に当たっては、上方から下方に向かって順次凹凸なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。					
12	4	9	1	2	1		2. 本節に記載のない事項については、本章第8節 柵工の規定によるものとする。	12	4	9	1	3	1		3. 本節に記載のない事項については、本章第8節 柵工の規定によるものとする。					
12	4	14	0	0	1	第14節	落石防止工	12	4	14	0	0	1	第14節	落石防護工	表現の適正化				
12	4	14	2	0	1	4-14-2	鋼製落石防止壁工	12	4	14	2	0	1	4-14-2	鋼製落石防止壁工					
12	4	14	2	1	1		1. 鋼製落石防止壁の施工基準線はメインポストの芯横断方向とする。	12	4	14	2	1	1		1. 鋼製落石防止壁工の施工基準線はメインポストの芯横断方向とする。	表現の適正化				

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
12	5	0	0	0	1	第5章	森林整備工事	12	5	0	0	0	1	第5章	森林整備工事					
12	5	2	0	0	1	第2節	植栽工	12	5	2	0	0	1	第2節	植栽工					
12	5	2	0	0	2		一般事項	12	5	2	1	0	1	5-2-1	一般事項	新設				
12	5	2	0	0	3			12	5	2	1	0	2		本節は、植栽として苗木運搬、仮植、地捨て、植付け、施肥、支保(支柱工)、補植その他これらに類する工種について定める。	新設				
12	5	2	1	0	1	5-2-1	苗木	12	5	2	2	0	1	5-2-2	苗木					
12	5	2	2	0	1	5-2-2	苗木運搬工	12	5	2	3	0	1	5-2-3	苗木運搬					
12	5	2	3	0	1	5-2-3	仮植工	12	5	2	4	0	1	5-2-4	仮植					
12	5	2	4	0	1	5-2-4	地捨て工	12	5	2	5	0	1	5-2-5	地捨て					
12	5	2	5	0	1	5-2-5	植付け工	12	5	2	6	0	1	5-2-6	植付け					
12	5	2	6	0	1	5-2-6	施肥工	12	5	2	7	0	1	5-2-7	施肥					
12	5	2	7	0	1	5-2-7	支保(支柱工)工	12	5	2	8	0	1	5-2-8	支保(支柱工)					
12	5	2	8	0	1	5-2-8	補植工	12	5	2	9	0	1	5-2-9	補植					
12	5	2	9	0	1	5-2-9	追肥工	12	5	2	10	0	1	5-2-10	追肥					
12	5	3	0	0	1	第3節	風倒木整理工	12	5	3	0	0	1	第3節	風倒木整理工					
12	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	12	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項					
12	5	3	1	5		5.	5. 現場代理人は、伐木造材、玉切り、木寄せ、搬出において、作業の安全を確保するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令に基づき適正に講じるものとする。	12	5	3	1	5		5.	5. 現場代理人は、伐木造材、玉切り、木寄せ、搬出において、作業の安全を確保するため、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)、その他関係法令に基づき適正に講じるものとする。	表現の適正化				
12	5	4	0	0	1	第4節	保育	12	5	4	0	0	1	第4節	保育					
12	5	4	0	0	2		一般事項	12	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項	新設				
12	5	4	0	0	3			12	5	4	1	0	2		本節は、保育として下刈り、つる切、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし、追肥、雪起こし、病虫害防除、獣害防護柵(防鹿柵)設置その他これらに類する工種について適用する。	新設				
12	5	4	1	0	1	5-4-1	下刈り工	12	5	4	2	0	1	5-4-2	下刈り					
12	5	4	2	0	1	5-4-2	つる切り工	12	5	4	3	0	1	5-4-3	つる切り					
12	5	4	3	0	1	5-4-3	本数調整伐工、受光伐工、除伐工	12	5	4	4	0	1	5-4-4	本数調整伐、受光伐、除伐					
12	5	4	4	0	1	5-4-4	枝落とし工	12	5	4	5	0	1	5-4-5	枝落とし					
12	5	4	5	0	1	5-4-5	追肥工	12	5	4	6	0	1	5-4-6	追肥					
12	5	4	6	0	1	5-4-6	雪起こし工(倒木起し)	12	5	4	7	0	1	5-4-7	雪起こし(倒木起し)					
12	5	4	7	0	1	5-4-7	病虫害防除工	12	5	4	8	0	1	5-4-8	病虫害防除					
12	5	4	8	0	1	5-4-8	除草剤散布工	12	5	4	9	0	1	5-4-9	獣害防護柵(防鹿柵)設置	新設				
12	5	4	9	0	1	5-4-9		12	5	4	9	1	1		1. 受注者は、設計図書に基づき、防鹿柵を設置しなければならない。	新設				
								12	5	4	9	2	1		2. 受注者は、設置作業をする前に測量等を実施し、支柱等の設置箇所について、監督職員に協議しなければならない。	新設				
								12	5	4	9	3	1		3. 防護柵の数量等	新設				
								12	5	4	9	3	2		4. 受注者は、防鹿柵の種類、規格、数量について監督職員に協議し、同意を得ること。	新設				



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

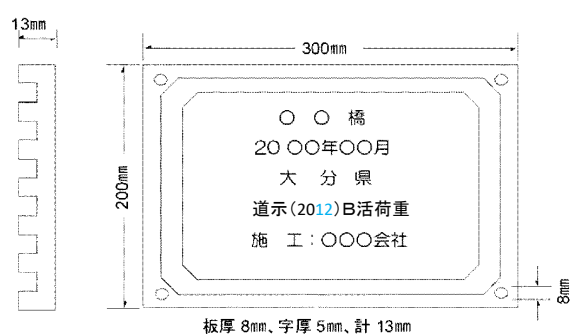
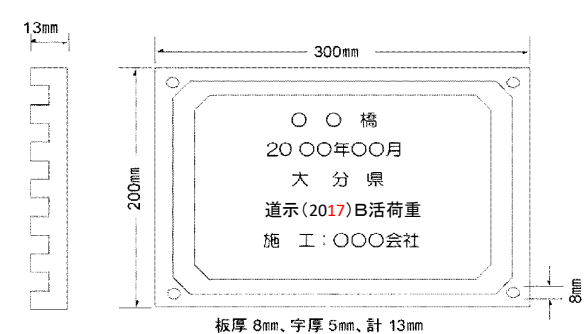
現行条文(R2.4)										新条文(R2.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
								12	5	4	9	3	3		数量表		新設			
								12	5	4	9	4	1	4.	木製支柱		新設			
								12	5	4	9	4	2		柵の支柱等に係る木材については、次によるものとする。		新設			
								12	5	4	9	4	3	(1)	間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。		新設			
								12	5	4	9	4	4	(2)	(1)の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し確認を受けること。		新設			
								12	5	4	9	4	5	(3)	使用する木材は、乾燥材(含水率30%以内)とし防腐処理をするものとする。また、防腐処理の証明書を監督職員に提出し確認を受けること。		新設			
12	5	6	0	0	1	第6節	作業歩道整備工	12	5	6	0	0	1	第6節	歩道整備		表現の適正化			
12	5	6	1	0	1	5-6-1	作業歩道整備工	12	5	6	1	0	1	5-6-1	歩道整備		表現の適正化			
12	5	6	1	1	1		1. 受注者は、作業歩道作設工に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。	12	5	6	1	1	1		1. 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。		表現の適正化			
12	5	6	1	2	1		2. 受注者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。	12	5	6	1	2	1		2. 受注者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。		表現の適正化			
12	5	6	1	3	1		3. 受注者は、作業歩道作設により生じた切り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示によるものとする。	12	5	6	1	3	1		3. 受注者は、歩道作設により生じた切り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示によるものとする。		表現の適正化			
12	5	6	2	0	1	5-6-2	作業歩道補修工	12	5	6	2	0	1	5-6-2	歩道補修工		表現の適正化			
12	5	6	2	1	1		1. 作業歩道補修については、設計図書によるとともに本節5-6-1の規定によるものとする。	12	5	6	2	1	1		1. 歩道補修については、設計図書によるとともに本節5-6-1の規定によるものとする。		表現の適正化			
13	0	0	0	0	1	第13編	漁港漁場編	13	0	0	0	0	1	第13編	漁港漁場編					
13	2	0	0	0	1	第2章	材 料	13	2	0	0	0	1	第2章	材 料					
13	2	11	0	0	1	第11節	防食材料	13	2	11	0	0	1	第11節	防食材料					
13	2	11	1	0	1	2-12-1	アルミニウム合金陽極	13	2	11	1	0	1	2-12-1	アルミニウム合金陽極					
13	2	11	1	3	1		3. 陽極の電流効率 $\geq 90\%$ 以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。	13	2	11	1	3	1		3. 陽極の陽極電位(閉路電位)は、 $-1,050\text{mV}$ 以下(vs 飽和甘こう電極(SCE))、発生電気量は $2,600\text{A}\cdot\text{h}/\text{kg}$ 以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。		内容の見直し			
13	2	14	0	0	1	第14節	車止め・縁金物	13	2	14	0	0	1	第14節	車止め・縁金物					
13	2	14	1	0	1	2-14-1	車止め・縁金物	13	2	14	1	0	1	2-14-1	車止め・縁金物					
13	2	14	1	2	1		1. 車止めの材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。	13	2	14	1	2	1		1. 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。		内容の見直し			
13	3	0	0	0	1	第3章	共通仮設	13	3	0	0	0	1	第3章	共通仮設					
13	3	2	0	0	1	第2節	汚濁防止膜工	13	3	2	0	0	1	第2節	汚濁防止膜工					
13	3	2	2	0	1	3-2-2	水質汚濁防止膜	13	3	2	2	0	1	3-2-2	水質汚濁防止膜					
13	3	2	2	6	1		5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。	13	3	2	2	6	1		5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。		表現の適正化			
13	5	0	0	0	1	第5章	一般施工	13	5	0	0	0	1	第5章	一般施工					



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.4)	新条文 (R2.10)																																																															
<p>第1編 第1章 1節 10条 施工体制台帳</p> <p>例 1：現場代理人の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 2：主任(監理)技術者の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 3：現場代理人と主任(監理)技術者を兼務している場合</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>第1編 第1章 1節 10条 施工体制台帳</p> <p>例 1：現場代理人の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 2-1：監理技術者又は主任技術者の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 2-2：監理技術者補佐の場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 3-1：現場代理人と監理技術者又は主任技術者を兼務している場合</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例 3-2：現場代理人と監理技術者補佐を兼務している場合</p> <div style="text-align: center;"> </div>																																																															
<p>第2編 第2章 3節 3条 アスファルト舗装用骨材</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/l</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	<p>第2編 第2章 3節 3条 アスファルト舗装用骨材</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/L</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																										
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																										
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																										
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																										
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																										
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																										
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																										
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																										
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—																																																										

# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)	新条文(R2.10)																																																																																																														
<p>第2編 第2章 12節 1条 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>第2編 第2章 12節 1条 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																									
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																									
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																									
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																									
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																									
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																									
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																									
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																									
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																									
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																									
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																									
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																									
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																									
<p>第2編 第2章 12節 1条 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	<p>第2編 第2章 12節 1条 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	57	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																									
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																									
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																									
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																									
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																									
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																									
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																									
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																									
12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																									
	30°	100	57	14	7.0	11																																																																																																									
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																									
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																									
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																									
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																									
 <p style="text-align: center;">板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 銘板の寸法及び記載事項</p>	 <p style="text-align: center;">板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 銘板の寸法及び記載事項</p>																																																																																																														



# 大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.4)	新条文(R2.10)																																
<p>第3編 第2章 4節 4条 既製杭工</p> <p style="text-align: center;">表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>第3編 第2章 4節 4条 既製杭工</p> <p style="text-align: center;">表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。								
外 径	許容量	摘 要																															
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
外 径	許容量	摘 要																															
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																															
<p>第6編 第1章 7節 2条 材料</p> <p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> <th style="width: 65%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> <th style="width: 65%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																														
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による																														
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																														
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																														
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																														
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による																														
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																														
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																														